

特別徴収税額の納期の特例承認申請書

受付印

年 月 日

加古川市長様

申請者

住所（所在地）	
氏名（法人名称）及び代表者氏名	
担当者名	
電話番号	
法人番号（13桁）	
特別徴収義務者 指定番号（7桁）	

地方税法第321条の5の2（同法第328条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定により、市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額（給与・退職所得等）の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。
ただし、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったとき、その他納期の特例要件を欠くこととなったときは、遅延なくその旨を届け出ます。

特例の適用を受けようとする税額	年 月 以後の支給にかかる給与所得及び退職所得に対する特別徴収税額				
申請日の属する月を除く直近6ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の人数及び各月の給与支払金額	月区分	常時給与の支払を受けている者の数及びその給与金額		臨時に雇用している者の数及びその給与金額	
	年 月	円	人	円	人
	年 月	円	人	円	人
	年 月	円	人	円	人
	年 月	円	人	円	人
	年 月	円	人	円	人
	年 月	円	人	円	人
* 提出する市町以外の者を含めて記入してください。					
当市の徴収金について滞納がある場合はその理由					
最近1年以内に承認の取消しを受けたことの有無	有 ・ 無		* 申請についての注意事項や申請書の書き方については裏面をよくお読みください。		

申請についての注意事項

1 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者（以下「義務者」という。）は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時 10 人未満である義務者です。

（注）「常時 10 人未満」というのは、常には 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者がある場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

- (2) (1)に該当する義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき自治体の長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職所得等について特別徴収した税額は、それぞれ次に掲げる納期限までに納入することになります。

6月から11月までの期間
12月から翌年5月までの期間

12月10日まで
翌年6月10日まで

◎ 10日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日

- (4) 納期の特例について承認を受けていた義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市長に届け出なければなりません。
- (5) 納期の特例の承認を受けた税額を納入するときは、必ず(3)の納期限の期月の納入書を使用し金額を訂正して納入してください。

（注）市税の滞納や著しい納付納入遅延がある義務者は、この特例の承認を受けることができません。
また、この特例の承認を受けても、滞納したり、納付納入遅延をきたしたりすると、この特例の承認を取り消す場合がありますから、ご注意ください。

2 申請書の書き方

- (1) 「法人番号」欄には、国税庁より通知のあった法人番号を記入してください。
- (2) 「特別徴収義務者指定番号」欄には、当初特別徴収義務者として指定した番号を記入してください。
- (3) 「特例の適用を受けようとする税額」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- (4) 「申請日の属する月を除く直近 6 ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の人数及び各月の給与支払金額」欄には、申請日の属する月を除く直近 6 ヶ月間の各月末の人数と、各月の給与の金額を記入してください。
この場合において、それぞれの人数及び金額には、提出する市町以外の者を含めて記入してください。
- (5) 「当市の徴収金について滞納がある場合はその理由」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。